



2022年5月13日

各位

会社名 日糧製パン株式会社
 代表者名 代表取締役社長 吉田 勝彦
 (コード:2218、札証)
 問合せ先 取締役経理本部長 那須 英幸
 (TEL.011-851-8188)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第88期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度義務化に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の定めを新設するものであります。〔変更案第17条第1項〕
- ②書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲に関する規定を新設するものであります。〔変更案第17条第2項〕
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示およびみなし提供の規定は不要となるため、削除するものであります。〔現行定款第17条〕
- ④上記変更についての効力発生日等に関する附則を新設するものであります。〔附則第1条〕

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新設)	(附則)
(新設)	(株主総会参考書類等の電子提供措置等に関する経過措置) 第1条 変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日(水)
 定款変更の効力発生日 2022年6月29日(水)

以上